

E 県教組との交渉

昭和35年度における県教組との交渉について、本年度主として問題になったことは、6月の教科書問題であったが、例年にくらべて比較的平穏にすぎることができた。その経過を次のべる。

4月11日 要求書提出

内容

- a, 紹介料、諸手当を増額されたい。
- b, 学校管理規則、処務規程を検討されたい。
- c, 教科書の自主採択制度を確立されたい。
- d, 「君が代」の復活を中止されたい。その他

4月21日 申入書提出

内容

来る 5月11・12両日にわたり天皇、皇后の歓迎準備を即時中止されたい。

5月18日 午後 1時～3時30分

場所 教育長室

内容 去る4月11日提出の要求書に対する当委員会の回答について話し合いが行われた。当委員会の回答要旨は次のとおりである。

a, 教科書関係について

教科書の採択方式については、市町村教育委員会ともよく話し合って良好な採択ができるようにしたい。教科書選定委員の選出は市町村教育委員会の権限である。

b, 管理規則について

管理規則については、組合側と小委員会を構成して内容を検討する考えはない。組合で意見があったなら係に話してもらいたい。その他

6月14日 午前11時～午後 4時

場所 教育長室

内容 教科書問題について

これは、5月31日に、公正取引委員会小林事務官が来県し、県教組と話し合いをしたことが6月1日の新聞に掲載されたことについて話し合いがなされた。

県教組は「5月31日、小林事務官との話し合いの際に、同事務官は

◎ 教科書問題に関して福島県は恥部である。

◎ 本県の限定採択については疑問がある。

◎ 本県と宮城県とは全国でもやり方がひどい。県教組が介入している。」とのべた。

これに対して教育長は

「5月31日に小林事務官が立ちよって話し合ったときには

◎ 出身県であるので調査にきた。

◎ 本県の教科書関係で問題になることは何もつかんでいない。」

としかいっていない。

◎ また、本県の行なっている共同選定は全国で81パーセントも採用している。(36年度使用教科書の採択要項参照のこと。)

とのべた。

県教組では小林事務官の発言を調査するため、職員を派遣して面談したところ、県教組との発言と相当食いちがいを見ることができた。すなわち

◎ 「教科書問題は教育界の恥部である。」とはいってが、特に福島県をさしていったのではない。教科書会社の売込みに影響されるところが大である全国的な傾向をいったものである。

◎ 本県の限定採択については疑問があるとはいっていない。公取委としては、限定採択であろうが自由採択であろうが関知したことではない。

◎ 本県と宮城県はやり方がひどいとはいわない。教科書会社のやり方がひどいといったのである。

また、「県教組が教科書採択について介入している」などはいっていない。

以上のことは、さらに書面によっても回答されている。

6月28日 午前11時30分～午後 1時30分

場所 教育長室

内容 教科書問題についての小林事務官の発言をめぐって話し合いが行われたが、内容は前のくりかえしなので詳細は省略する。

なお、この話し合いの最中に、教科書に関するいわゆる怪文書が各学校、その他の関係機関に投げられ、本日より引き続きこのことについて県教組と話し合いが行われた。

8月25日 午前10時～12時

場所 教育長室

内容 勤務評定について、その他

a, 勤評の効果について、県教組は効果なく、弊害が多いと発言したが、当委員会では勤評については人事管理の客観的な資料が得られ易いし、有効であると信じていると答えた。

b, また、組合は効果についての調査資料によって判断すべきであるというが、当委員会としては、解答用紙の収集のみが客観的な資料とはならない。各関係機関並びに管理者の意見は有力なる資料であるとのべた。

c, 教科書の採択について、学校が自主的に行えないとの組合の発言に対し、採択については市町村教委の権限である。市町村教委と学校とでよく話し合うことが必要であると答えた。

d, 教育課程研究協議会は効果がないので中止してほしいとの要望に対して、効果は充分にある。方法上改善することは今後も考えたいと答えた。

8月31日 午前10時10分～午後 1時20分

場所 県庁 3階会議室

内容 勤務評定について

a, 現在実施されている勤評について

b, 勤評を人事の面でどのように活用しているか。

c, 勤評による効果はどうか。勤評を給与に関係させることはないか。

d, 勤評審議会を設ける考えはないか。

e, その他

9月 6日 午前11時～正午

場所 教育長室